答申 個第10号

平成26年7月11日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

保有個人情報開示 (一部開示)決定処分に関する諮問について (答申)

平成26年2月14日付FNo.0・4・6により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成25年12月27日付け南こ家第4号により 相模原市長(以下「実施機関」という。)が行った一部開示決定(以下「本件 処分」という。)については、結論において妥当である。

2 異議申立ての経緯

- (1) 平成25年12月17日付けで、異議申立人は、相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定に基づき、「平成24年〇月〇日に、私が職員の要請により話をした際の経過記録」について保有個人情報の開示請求を行った。
- (2)実施機関は、開示請求に係る公文書を「異議申立人についての経過記録 (平成24年〇月〇日 時刻〇時〇分)」と特定し、このうち、「支援する 児童の発言」及び「市の見解」を、「支援する児童の発言及び市の見解を 開示することは、児童の今後の成長や将来的な利益に相反し、支援業務の 適正な遂行に著しい支障を及ぼす恐れがあるため(条例第16条第5号 オ)」に該当するとの理由で一部開示とし、平成25年12月27日付け で本件処分を行い、異議申立人に保有個人情報開示(一部開示)決定通知 書を送付した。
- (3) 平成26年2月3日付けで、異議申立人は、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行ったので、実施機関は、同年2月14日、当審査会に対し、条例第44条の規定に基づき諮問を行った。

3 異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、異議申立書において、おおむね次のように主張している。 私が南こども家庭相談課でお話ししたことを、全部開示してほしい。

4 実施機関による異議申立てに係る処分を行った理由及び説明

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1)対象となっている保有個人情報の内容について 異議申立人についての経過記録 (平成24年〇月〇日 時刻〇時〇分)

(2) 非開示とした部分

請求書対象文書に記載されている保有個人情報のうち、支援する児童の 発言、市の見解

(3) 非開示とした理由について

南こども家庭相談課が行う相談援助事務は、児童の今後の成長や将来的な利益を守ることを目的としている。非開示とした部分は、支援する児童の発言と市の見解であり、児童の両親に対する意見であることから、児童本人からの開示請求であったとしても、未成年者の場合は、特に慎重に判断すべきと考えている。

ついては、これを開示することで、南こども家庭相談課が行う相談援助事務の目的である、児童の今後の成長や将来的な利益に相反することとなり、親子間の葛藤が複雑となるなど、相談援助事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第16条第5号オに該当する。

5 審査会の判断

(1)本件対象文書について

本件対象文書は、南こども家庭相談課が行う相談援助事務を行うにあたり、相談経過を時系列に記録したものである。

(2)条例第16条第5号オ(事務事業の実施に関する情報)該当性について ア 本号オの趣旨及び解釈

条例第16条第5号は、原則開示の例外として、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれがあるもの」は非開示と定めるもので、アから工までの規定において例示する具体的に列挙された事務の情報のほか、オにおいて「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」がある情報を非開示とすることを定めたものである。この場合において、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断するものである。

イ 当審査会の判断について

本件対象文書を見分したところ、異議申立人である児童が実施機関に対して発言した内容及びその発言に対する市職員の見解が記載されている部分が非開示とされている。

実施機関は、本件を開示することで相談援助事務の適正な遂行に著しい 支障を及ぼすおそれがあり、条例第16条第5号才に該当するものとして 非開示としたものだが、実施機関からはその根拠を「児童の今後の成長や 将来的な利益に相反する」また、「親子間の葛藤が複雑となる」と主張する のみで、実質的な「支障」や法的保護に値する「おそれ」などについての 明確な立証がなされなかった。

しかしながら、当審査会が本件事案を調査審議したところ、異議申立人が成人ではなく児童であることから、自分の発言に対する市職員の見解を知ることによる影響、開示請求の手続きを行えば自分の発言が開示されるかもしれないという危惧、更には、開示された情報について親等の優位な者から見せるよう要求があった場合に拒否することが難しいといった具体的なおそれが考えられる。

さらに、相談業務では、相談者の発言や相談内容は秘密とされることが、 本心を話す前提条件であることは言うまでもなく、とりわけ児童と家庭に 係る相談事務を行う部署における相談業務では、児童の発言や相談内容に は秘匿性が求められる。

以上のことから、相談者の発言や相談内容が開示されることとなると、 今後、実施機関に相談に来ない、あるいは正直に話をしないなど、相談援助事務の制度そのものが成り立たなくなり、相談援助事務の適正な遂行に 著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3)結論

以上の点から、当審査会は、実施機関が行った非開示決定については、 結論において妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年	∃ E	3	処 理 内 容
平成 2 6 年	2月1	4日	実施機関からの諮問
	2月2	8日	審議
	3月	7日	実施機関からの理由説明書を受理
	4月	4日	審議 実施機関からの意見聴取
	5月2	3日	審議

6月27日 審議

第 1 部会委員 西澤 宗英 橋本 愼一 齊藤 愛